

公益社団法人沖縄県看護協会
理事の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第31条の規定に基づき、公益社団法人沖縄県看護協会（以下「本会」という。）の理事の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において理事とは、総会の決議によって選任され、理事会の決議によって選定された者をいう。

2 そのうち、常勤理事とは、業務執行理事である会長、専務理事及び常任理事（3名以内）をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬及び通勤手当)

第3条 常勤理事または非常勤理事は別表第1に定める報酬月額を支給する。

2 別表第2に掲げる常勤理事には、同表に定める管理手当を支給する。

3 非常勤理事が会議に出席したときは、別表第3に定める報酬日額を支給する。

4 理事が職員を兼務する場合は、本会の職員就業規程に則り勤務に従事し、本会の職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に基づいて給与を支給する。なお、理事報酬として、別表第4に定める報酬月額を支給する。

5 前1、2項に定める月額報酬等のほか、常勤理事には職員給与規程の例により通勤手当を支給する。

(日割計算)

第4条 新たに理事になった者には、その日から報酬月額を支給する。

2 理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬月額を支給する。

3 理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬月額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬月額を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬月額は、当該月の暦日で日割りによって計算する。

(報酬の決定基準)

第5条 理事報酬は、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、別表に基づき、理事会で決定する。

(費用弁償)

第6条 非常勤理事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償する。

(賞与)

第7条 常勤理事に対する賞与は、別表第5のとおりとする。その運用については、「職員給与規程」第18条の期末手当を準用する。また、勤勉手当の支給要件に該当する常勤理事については、「嘱託職員日額・休暇及び非常勤職員賃金内規」の2（1）（キ）を適用する

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（別表第2の会長の管理手当関係）

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。（別表第2の専務理事及び常任理事の管理手当関係）

附 則

この規程は、令和5年6月17日の総会承認の日の翌月から施行する。（報酬月額、報酬日額、賞与等関係）

別表第1（第3条第1項関係）

役職名	報酬の種類	報酬の額(円)
会長（常勤）	月額	300,000円
副会長（非常勤）	月額	4,000円
書記（非常勤）	月額	3,000円
職能理事（非常勤）	月額	3,000円
専務理事（常勤）	月額	280,000円
常任理事（常勤）	月額	270,000円

別表第2（第3条第2項関係）

役職名	手当の種類	手当の額（円）
会長	管理手当（月額）	30,000
専務理事	管理手当（月額）	20,000
常任理事	管理手当（月額）	20,000

別表第3（第3条第3項関係）

会議名	報酬の種類	報酬の額（円）
常務理事会	日額	3,500
理事会	日額	5,000
合同会議	日額	2,000

別表第4（第3条第4項関係）

支給対象	報酬の種類	報酬の額（円）
職員を兼務する理事	月額	10,000

別表第5（第7条関係）

区分	基準日	支給日	在職期間	支給割合
夏季	6月1日	6月30日	12.2～6.1	1.1
冬季	12月1日	12月10日	6.2～12.1	1.1
合計				2.2